

会第7号

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

提 出 者	山 本	正	大 橋	通 伸
	成 田	政 隆	九 里	学
	柴 田	智 恵 美	江 畑	弥 八 郎
	今 江	政 彦	山 田	実
	西 川	勝 彦	大 井	豊
	谷	康 彦	中 沢	啓 子

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）

の一部を次のように改正する。

別表1中「1,040,000」を「832,000」に、「900,000」を「720,000」に、「840,000」を「672,000」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 平成23年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第5号）は、廃止する。